ベンチャー企業成長支援事業

募集 受付期間
７月４日～

ベンチャー企業の起業後の成長段階を支援します。優秀な人材を積極的に活用し、販路開拓に取り組むベンチャー企業を後押しするため補助金を交付します。

対象

下記のいずれの条件も満たす方が対象になります。

〇新商品・新サービスの開発を行う中小企業者
〇市内で起業後５年以内のベンチャー企業
〇市税を完納している方
〇UIJターンした人材を雇用し販路開拓に取り組もうとする方

注）国・県など他の補助金を受ける場合は対象になりません。
※ご不明な場合は、真庭市産業サポートセンターへご確認ください。

補助

補助額：上限１００万円（補助率１／２以内）

注）補助対象となるのは１事業者につき１人の雇用にかかる給与、賞与、諸手当、補助対象者が負担する社会保険料となります。
注）対象経費は、人件費で、雇用に要する経費であることが明確でない場合は、対象外となります。

流れ

① 真庭商工会等に相談し、販路開拓のための人材雇用にかかる事業計画書を作成してください。

② 補助金交付申請書に事業計画書及び必要書類を添えて、真庭市産業サポートセンターへ提出してください。

③ 受付後、審査を経た後、補助金交付決定通知が送付されます。
※補助対象となる経費は交付決定日以降に発生した経費となります。

④ 四半期ごとに事業の進捗状況を真庭市産業サポートセンターへ報告していただきます。

⑤ 事業完了後１カ月以内または３月末までに実績報告書を真庭市産業サポートセンターへ提出し、補助金の交付額が確定します。
その後、請求にもとづき、指定の口座へ補助金を振り込みます。
※補助申請の総額が予算の範囲を超えた場合、補助上限額未満の交付となる場合がありますのでご了承ください。

義務

〇事業完了後３年間は、状況報告の義務があります。

〇事業完了後５年間は、市内で事業を継続する必要があります。途中で市外へ移転する場合や事業を中止する場合には、真庭市産業サポートセンターへの届出が必要です。補助金の返還が必要な場合もあります。

〇事業実施にあたっては、対象経費確認のため出勤簿や勤務日誌などを整理してください。また、通帳等により収入支出が分かるようにしてください。

詳しくは、真庭市産業サポートセンター（真庭商工会内）
TEL（0867）42－4375　FAX（0867）42－4337まで